

○守谷市部活動指導員設置要綱

平成30年3月30日

教育委員会告示第1号

改正 令和2年3月19日教委告示第2号

(趣旨)

第1条 この告示は、守谷市立中学校における部活動指導の充実及び教職員の負担軽減を図るために設置する守谷市部活動指導員の任用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録及び任命)

第2条 部活動指導員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、教育委員会が選考し、登録する。

- (1) 市内に在住又は在勤している者。ただし、教育委員会が、第2号又は第3号に掲げる事項に特に優れていると認めた者は、この限りでない。
- (2) 教育現場にふさわしい人格と見識を有する者
- (3) 部活動指導等の経験を有し、競技等における専門的指導ができる者
- (4) 20歳以上の者

2 教育委員会は、前項の規定により登録された部活動指導員のうちから、その専門種目及び学校長の意見を考慮し、派遣する中学校を決定の上、部活動指導員を任命する。

(身分)

第3条 部活動指導員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員とする。

(任期)

第4条 部活動指導員の任期は、任用された会計年度の末日とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定による再任は、会計年度を単位として行うものとする。

3 年度の途中で任用された者の任期は、任用した日の属する会計年度の末日までとする。

(職務)

第5条 部活動指導員は、学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）である部活動において、学校長の監督の下に、次に掲げる指導等を行うものとする。

- (1) 実技指導
 - (2) 安全及び障害予防に関する知識及び技能の指導
 - (3) 学校外での活動（市内の大会，練習試合等）の引率
 - (4) 年間及び月間指導計画の作成補助
 - (5) 事故が発生した場合の初期対応（教諭等と連携し，学校として組織的に対応するものとする。）
- （勤務条件等）

第6条 部活動指導員の指導時間数は，1箇月当たり32時間を上限とする。
（研修）

第7条 部活動指導員は，次に掲げる事項について，定期的に研修を受けるものとする。

- (1) 部活動が学校教育の一環であること等の部活動の位置付け
- (2) 部活動が生徒の学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養等に資するものであること等の教育的意義
- (3) 学校全体や各部の活動の目標や方針
- (4) 生徒の発達段階に応じた科学的な指導及び安全の確保や事故発生後の対応の方法
- (5) 生徒の人格を傷つける言動及び体罰の禁止に関すること。
- (6) 服務（部活動指導員が学校長の監督及び顧問の指示を受けること並びに生徒，保護者等の信頼を損なうような行為の禁止等）に関すること。

（解任）

第8条 教育委員会は，任命された部活動指導員が規則第16条第1項第2号及び第3号に定めるもののほか，次の各号のいずれかに該当するときは，学校長の意見を聴いた上で，当該部活動指導員を解任することができる。

- (1) 心身の故障により，その職務に耐えられないと認めるとき。
- (2) 部活動指導員としての適格性を欠くと認められるとき。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか，部活動指導員に関し必要な事項は，教育長が別に定める。

附 則

この告示は，平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月19日教委告示第2号）

この告示は，令和2年4月1日から施行する。